第1 審査会の結論

平成29年12月11日付け部分開示決定は取り消す。

下記の部分を除いては、全て開示すべきである。

なお、本答申書においては、PFI事業会社とPFI事業に関して業務提携する全て の企業を「当該法人」と総称する。

記

(第58回関係者協議会会議録)

- ・PFI事業会社による押印部分の印影
- ・当該法人の役員による押印部分の印影
- ・施設のテナント企業の経営状況に関連する情報 (3頁1行目、15頁、16頁、22頁の各黒塗り部分)

(第59回関係者協議会会議録)

- ・PFI事業会社による押印部分の印影
- ・当該法人の役員による押印部分の印影
- ・施設のテナント企業の経営状況に関連する情報 (18頁、19頁、25頁の各黒塗り部分)

第2 公文書開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、平成29年11月24日付け(但し受理は11月27日)で実施機関に対し、 下記2つの文書の開示を求める公文書開示請求を行った。

記

桑名市図書館等複合公共施設特定事業に関する

- 第58回関係者協議会会議録
- 第59会関係者協議会会議録
- 2 公文書部分開示決定

実施機関は、平成29年12月11日付けで公文書部分開示決定をし、以下の部分が非開示とされた。

- (1) 桑名市情報公開条例第7条第3号を根拠とする非開示 (第58回関係者協議会会議録)
 - ・当該法人名及び連絡先、当該法人の役員名
 - ・PFI事業会社による押印部分の印影

- ・施設のテナント企業の経営状況に関連する情報
- ・平成29年度工事計画及び同年度修繕更新計画にて要する費用
- ・平成28年度における PF I 事業のサービス対価

(第59回関係者協議会会議録)

- ・ 当該法人名及び連絡先、当該法人の役員名
- ・PFI事業会社による押印部分の印影
- ・施設内テナント企業の経営状況に関連する情報
- ・当該法人が落札するに至った業務提案書の内容に関する事項
- ・当該法人の運営上のノウハウに関する事項
- ・実施機関の P F I 事業会社に対する業務委託内容と対価
- ・平成29年度における PF I 事業のサービス対価
- (2) 桑名市情報公開条例第7条第5号を根拠とする非開示

(第59回関係者協議会会議録)

- ・図書館に関する検討事項
- (3) 桑名市情報公開条例第7条第2号を根拠とする非開示

(弁明書に明示はないが、条例第7条第3号、第5号を理由とする非開示部分に挙げられていないため、第2号と推定)

(第58回関係者協議会会議録)

・当該法人の役員による押印部分の印影

(第59回関係者協議会会議録)

- ・当該法人の役員による押印部分の印影
- 3 本件審査請求

審査請求人は、平成30年1月4日付けで本件審査請求を行った。

審査請求の理由の骨子は、同日付け審査請求書、同年1月31日付け意見書、当審査会における第1回審議での審査請求人の発言に照らせば、下記のとおりである。

記

- ・桑名市情報公開条例第7条第3号を根拠とする非開示について
 - ① 既に決定している事項ゆえ、将来的な競合問題は生じない。
 - ② 対価等のデータは、市の直営であれば当然に開示される内容である。
 - ③ 不開示として保護されるべき企業利益は存しない。
- ・桑名市情報公開条例第7条第5号を根拠とする非開示について
 - ④ 意思決定過程の事項ではなく、単なるサービスの内容に過ぎない。

第3 審査会の判断

1 桑名市情報公開条例第7条第3号を根拠とする非開示について

(1) 同条同号は、公文書公開の要請と法人等の法的保護に値する利益との調整を図る規定であり、同条同号における「正当な利益」とは、生産技術上または事業運営上のノウハウ、名誉・信用などのほか、法人等の事業運営上法的保護に値する利益を広く含むものと解される。

なお、裁判例によれば、「単に行政機関の主観においてその利益が害されるおそれが あると判断されるだけではなく、法人等の権利利益が害されるという相当の蓋然性が客 観的に認められることが必要」(東京地判平21・2・27)である。

(2) そこで、実施機関によって非開示とされた部分について、同条同号の該当性及び非開示の是非を検討する。

ア 当該法人名及び連絡先、当該法人の役員名について

多くのPFI事業では、PFI事業者名・代表企業名・構成企業名・協力企業名等が、ウェブサイトにて情報開示されている現況にあり、かかる情報を開示することで、PFI事業者会社及び当該法人の競争上の地位等が害される相当の蓋然性が客観的に認められるとは言えない。

従って、かかる情報は、桑名市情報公開条例第7条第3号に該当せず、開示すべきである。

イ PFI事業会社による押印部分の印影について

印影自体は、一旦開示されてしまえば、現代社会においては精巧に模倣されるリスクがあり、模倣された印影が悪用されることで、PFI事業会社の正当な利益が害される相当の蓋然性が客観的に認められるので、桑名市情報公開条例第7条第3号に該当する。

加えて、印影自体を開示すべき公益上の必要性は認められないので、公益上の義 務的開示を定めた同条同号ただし書の適用もない。

従って、かかる情報は、桑名市情報公開条例第7条第3号に基づき、非開示とすべきである。

ウ 施設内テナント企業の経営状況に関連する情報について

施設内テナント企業の経営状況に関連する情報は、専ら同企業の内部管理に関する情報であって、開示されることで、同企業の契約存続や契約条件等に悪影響を及ぼす危険性があり、同企業の競争上の地位等が害される相当の蓋然性が客観的に認められるので、桑名市情報公開条例第7条第3号に該当する。

加えて、実施機関は、施設内テナント企業とは何らの法的関係も無く、同企業の経営状況如何の影響は一切受けない立場にあり、施設内テナント企業の経営状況に関連する情報を開示すべき公益上の必要性は認められないので、公益上の義務的開示を定めた同条同号ただし書の適用もない。

従って、かかる情報は、桑名市情報公開条例第7条第3号に基づき、非開示とすべきである。

エ 平成29年度工事計画及び同年度修繕更新計画にて要する費用について

多くのPFI事業では、PFI事業の詳細な財務情報が、ウェブサイトにて情報 開示されている現況にあり、かかる情報を開示することで、PFI事業会社及び当 該法人の競争上の地位等が害される相当の蓋然性が客観的に認められるとは言えな い。

従って、かかる情報は、桑名市情報公開条例第7条第3号には該当せず、開示すべきである。

なお、蛇足ながら、仮に、同条同号の該当性が肯定されたとしても、同条同号ただし書の適用によって、公益上の義務的開示が要請される。

本契約において、実施機関は、PFI事業会社に対して契約上の債務を有し、予定される契約期間が30年にも及ぶ長期契約であって、30年後には実施機関の直営事業となる可能性も否定できない等の事情に鑑みれば、PFI事業の成否は、住民の財産・生活に多大な影響を及ぼし得る重大事項であるから、PFI事業における財務情報を開示すべき公益上の必要性が認められる。

よって、同条同号の該当性が肯定されたとしても、同条同号ただし書が適用されるので、かかる情報を開示すべきであるとの結論は覆らない。

- オ 平成28年度・29年度における P F I 事業のサービス対価について 前記エと同様の理由により、かかる情報は、開示すべきである。
- カ 当該法人が落札するに至った業務提案書の内容に関する事項について

落札するための企業独自のノウハウ等については、競合他社に知られることにより、類似事業における競争上の地位を害するものと認められるので、業務提案書の内容のうち、企業独自のノウハウ等が記載された部分は、桑名市情報公開条例第7条第3号に該当する可能性がある。

しかしながら、本件で非開示とされた部分は、いずれも、企業独自のノウハウ等 に該当するものとは認め難く、かかる情報を開示することで、当該法人の競争上の 地位等が害される相当の蓋然性が客観的に認められるとは言えない。

従って、かかる情報は、桑名市情報公開条例第7条第3号には該当せず、開示すべきである。

- キ 当該法人の運営上のノウハウに関する事項について 前記カと同様の理由により、かかる情報は、開示すべきである。
- ク 実施機関のPFI事業会社に対する業務委託内容と対価について

実施機関とPFI事業会社の契約内容に過ぎず、かかる情報を開示することで、 当該法人の競争上の地位等が害される相当の蓋然性が客観的に認められるとは言えない。

従って、かかる情報は、桑名市情報公開条例第7条第3号に該当せず、開示すべ きである。

- 2 桑名市情報公開条例第7条第5号を根拠とする非開示について
 - (1) 同条同号は、外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の 交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正 な意思決定手続の確保が保護法益である。
 - (2) そこで、実施機関によって非開示とされた部分について、同条同号の該当性及び非開示の是非を検討する。

本件で非開示とされた部分は、既に住民に公開されている市の方針を前提として、今後「検討」されている事項と、その検討に基づく「可能性」に言及したに過ぎないものであり、率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

また、未成熟な情報が開示されることで、「不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ」があるのではないかとの懸念は、一般論としてはあり得るが、本条が想定している事態は、未成熟な情報が「既定」のものであるとの誤解・憶測を与えることに基づく混乱である。

しかしながら、本件で非開示とされた部分は、「検討」「可能性」という文言を明確に使用しており、未成熟な情報が「既定」のものであるとの誤解・憶測を与える可能性はないものと判断される。

従って、かかる情報は、桑名市情報公開条例第7条第5号に該当せず、開示すべきである。

- 3 桑名市情報公開条例第7条第2号を根拠とする非開示について
 - (1) 同条同号は、個人の権利利益(プライバシー)を保護法益とする。
 - (2) そこで、実施機関によって非開示とされた部分について、同条同号の該当性及び非開示の是非を検討する。

個人印の印影自体は、一旦開示されてしまえば、現代社会においては精巧に模倣されるリスクがあり、模倣された印影が悪用されることで、個人の権利利益が害されるおそれが認められるので、桑名市情報公開条例第7条第2号に該当する。

加えて、印影を開示すべき慣行等は存せず、当該法人の役員は公務員等ではない。さらに、印影自体を開示すべき公益上の必要性は認められないので、義務的開示を定めた同条同号ただし書の適用もない。

従って、かかる情報は、桑名市情報公開条例第7条第2号に基づき、非開示とすべきである。

第4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容	
平成30年1月15日	・実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出	
	書を受理	
1月18日	・審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知	
1月31日	・審査請求人から意見書及び審査会出席届出書受理	
3月5日	・書面審理	
	・審査請求人の口頭意見陳述	
	・実施機関の補足説明の聴取	
	・審議 (第1回審査)	
3月16日	・答申	

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏 名	役職等
会 長	福 井 悦 子	弁護士
会長職務代理者	藤枝律子	大学准教授
委 員	板垣謙太郎	弁護士
委 員	田口勤	弁護士